

緑と風がこころをつつむ

大阪北摂霊園

一般墓地
墓所使用者募集のご案内

一般財団法人大阪府タウン管理財団

■大阪北摂霊園の概要■

当霊園は、大阪府下の北摂地域にあり、明治の森・箕面国立公園に隣接する美しい自然に囲まれた静寂な丘陵地に開発された墓域です。

□名 称	大阪北摂霊園 (昭和 48 年 11 月開園)		
□経営主体	一般財団法人大阪府タウン管理財団		
□所 在 地	大阪府豊能郡豊能町高山、箕面市大字粟生間谷及び茨木市大字泉原にまたがる地域		
□規 模	総 面 積	983,497 m ²	
	墓地経営面積	983,497 m ²	
	墓 所 面 積	121,000 m ²	(計画区画数 約 25,000 区画)

□墓所の種類

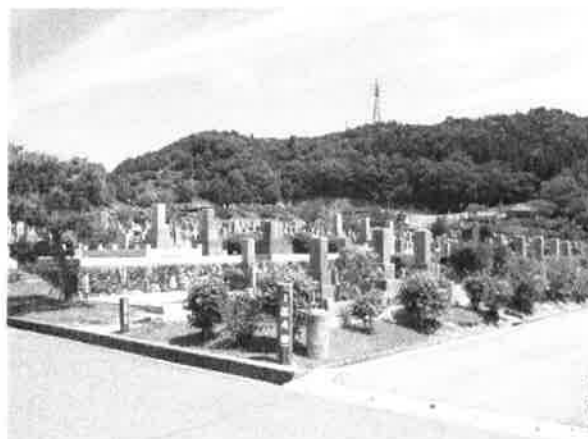
芝生墓所 (写真は1区2番)

- ・緑の芝生に洋風の墓碑が並んでいます。



一般墓所 (写真は1区4番)

- ・平坦な地に墓碑が並んでいます。



階段墓所 (写真は8区4番)

- ・丘陵斜面をひな段状に墓碑が並んでいます。



□主な施設

・霊園管理事務所

墓所申込の受付、霊園のご案内、埋蔵改葬の届出、各種申請手続き及び霊園使用に関するご相談等を承っています。



(霊園管理事務所)

・中央休憩所

霊園中央のモニュメントの近くにあり、冷暖房完備。併設の売店では、供花・線香・ローソク、供物、飲み物などを販売しております。



(中央休憩所)

・その他

(各園内バス停留所、休憩所、あずまやなど)



(6区バス停・休憩所)



(5区バス停・休憩所)

●年末年始(12/29～1/3)も開園しご自由にお参りしていただけますが、窓口業務(霊園管理事務所を含む)は休みとなります。

●開園時間は、午前9時から午後5時までです。

●国籍、宗旨、宗派は問いません。

■申込みできる方 現在及び将来にわたり祭祀を主宰される方。
大阪府民以外の方もお申し込みいただけます。

■募集のご案内■

- 募集方法
先着順で申込みを受付し、使用墓所を決定いたします。
※お申込みの方には、使用許可申請書及び使用料等納入通知書をお渡しいたしますので、申請期間内に手続きを完了してください。
- 受付場所
- ・大阪北摂霊園管理事務所
(土日祝も営業。ただし年末年始 12/29～1/3 は休業。)
 - ・一般財団法人大阪府タウン管理財団 千里事業本部 霊園管理課
(平日のみ営業。土日祝及び年末年始は休業。)

■使用許可申請手続きのご案内■

- ◆使用料等の納入
使用料及び管理料等を所定の「払込用紙」にて、必ず納入期限までに郵便局で一括納入してください。
※郵便局にて払い込みいただいた場合は、払込手数料はかかりません。
- ◆申請の期間
- (1) 受付期間 **お申込み日から 10 日以内**
 - (2) 受付時間 午前 10 時から午後 4 時まで
 - (3) 受付場所 ・大阪北摂霊園管理事務所
(土日祝も営業。ただし年末年始は休業。)
・大阪府タウン管理財団 千里事業本部
 霊園管理課
(平日のみ営業。土日祝及び年末年始は休業。)
- ◆必要書類
- (1) 使用許可申請書 (印鑑登録証明書の印鑑を押印願います。)
 - (2) 申込者の本籍地記載の住民票 1 通 (3 ヶ月以内のもの。)
 - (3) 申込者の印鑑登録証明書 1 通 (3 ヶ月以内のもの。)
 - (4) 払込金受領証
 - (5) 使用申込書 (控)
 - (6) 印鑑 (認印)
- ◆使用許可証の発行
申請期間中に必要書類をご持参のうえ、申請手続きを行ってください。墓所の使用を許可したことの証として「大阪北摂霊園使用許可証」を発行いたします。なお、期間内に申請等、ご連絡がない場合はお電話で確認させていただくこともございますのでご了承ください。

大阪北摂霊園使用上のきまり【大阪北摂霊園使用規程の要旨】

霊園の維持管理上、墓所使用についての条件や制限を定めておりますので、ご承知ください。

□使用の制限

霊園の諸施設は、祭祀、工事等のため許可を受けて臨時に使用する場合は、その本来の目的以外には使用できません。

□埋蔵物の制限

墓所には、焼骨及びこれに準ずるもの以外は埋蔵することができません。
(犬等動物は埋蔵できません。)

□使用許可証

- (1) 墓所の使用を許可したことの証として「大阪北摂霊園使用許可証」を交付いたします。
- (2) 「大阪北摂霊園使用許可証」は、承継等の手続きをはじめ、墓石の建立、遺骨の埋蔵などの手続きに必要な証書です。大切に保管してください。

□永代使用料

永代使用料は、墓所を永代に使用していただくための使用料です。

□管理料

- (1) 管理料とは、霊園全体の清掃、園路その他、施設の補修維持管理に要する費用に充てるものです。
したがって、個々の墓所内の維持管理に要する費用ではありません。
なお、管理料の額は、物価の変動等諸般の事由により改正することがあります。
- (2) 管理料には、短期管理料（5年分前納）と長期管理料（20年分前納）及び、年払管理料（1年毎の口座振替）の3種類があり、使用申込み時に選択していただきます。
- (3) 2回目以降の管理料は、更新の約1ヵ月前にご請求させていただきます。
その際の管理料については、その更新日に適用されている額となります。

□巻石

使用者は、使用する墓所の区画を明らかにするため、許可を受けた日から3年以内に巻石を設置していただきます。(芝生墓所を除く。)

□墓石等を設置する場合の設備制限

- (1) 墓石、巻石等を設置する場合、次ページのとおり設備制限を設けています。
- (2) 墓石、巻石等を設置される場合、施工1週間前に必ず霊園管理事務所へ届け出て承認を受けてください。(手数料 5,500 円が必要です。)

□使用权の承継

使用者が死亡したときは、次に祭祀を主宰する者が承認を受けて、承継していただきます。また、墓石等が建立されているなど祭祀を主宰されることが明白である場合に限り、現使用者に変わって生前に承継していただくこともできます。(手数料 1,100 円が必要です。)

□墓所の返還

- (1) 使用墓所が不用になったときは、原状に復した上で返還していただきます。墓石等を設置している場合は撤去が必要ですので霊園管理事務所まで届出してください。(手数料 5,500 円が必要です。)
- (2) 使用墓所を返還された場合、使用期間に応じて、次のとおり既納の使用料を還付します。

区 分	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
未使用	2/3 返還	1/3 返還	還付なし
既使用	1/3 返還	1/6 返還	還付なし

- (3) 管理料は既納の管理料のうち未経過の期間(ただし、経過期間が1年未満は1年とします)分を還付します。

□使用許可の取消

使用者が次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがありますのでご注意ください。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 許可を受けた日から3年以内に正当な理由なく巻石の設備工事を施工しないとき。
- (3) 2年間管理料を納めないとき。
- (4) 使用者が使用权を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。
- (5) その他法令又は「大阪北摂霊園使用規程」に違反したとき。

□使用权の消滅

使用者が次のいずれかに該当するときは、使用权は消滅します。

- (1) 使用者が墓所を返還したとき。
- (2) 使用者が死亡した日から起算し、5年を経過しても祭祀を主宰する者がいないとき。
- (3) 使用者が住所不明となり、7年を経過しても祭祀を主宰する者がいないとき。

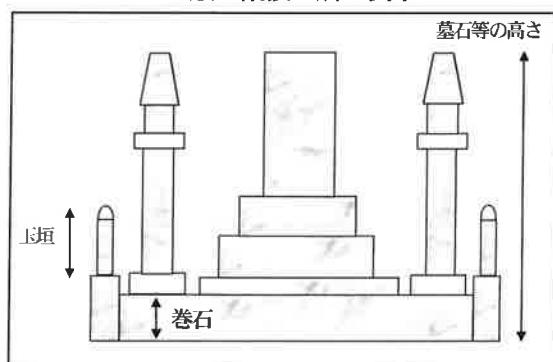
墓石等を設置する場合の設備制限

種 別		一般墓所・階段墓所					芝生墓所		
区 分	面 積	3 m ² 以内	4 m ² 以内	6 m ² 以内	12 m ² 以内	30 m ² 以内	4 m ² 以内	6 m ² 以内	12 m ² 以内
	墓石及び これに類 する設備	高さ	1.70m 以内	1.70m 以内	2.00m 以内	2.50m 以内	3.00m 以内	0.70m 以内	0.80m 以内
幅		—	—	—	—	—	0.60m 以内	1.10m 以内	1.10m 以内
奥行		—	—	—	—	—	0.45m 以内 (墓石のみ)	0.90m 以内 (墓石のみ)	0.90m 以内 (墓石のみ)
地上に おける 墓石	面積 建ぺい率	25% 以内	20% 以内	20% 以内	20% 以内	20% 以内	—	—	—
	境界と の距離	0.20m 以上	0.30m 以上	0.30m 以上	0.30m 以上	0.30m 以上	—	—	—
盛土・巻石の高さ		0.25m 以内	0.25m 以内	0.30m 以内	0.45m 以内	0.60m 以内	—	—	—
玉 垣		0.45m 以内	0.45m 以内	0.45m 以内	0.45m 以内	0.45m 以内	—	—	—
植栽の高さ (生垣を含む)		1.50m以内 高さは常に定められた範囲内に整形できる樹種を選び、 隣地又は通路に支障をきたさないようにして下さい。					—	—	—

(注) 1.巻石を設置する場合は、境界から1cm以上間隔をあけてください。

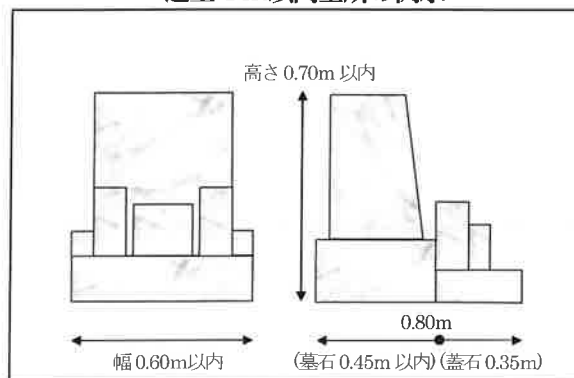
2.墓石等を建立する場合は、使用許可を受けた使用者の氏名を必ず墓石に刻字してください。

一般・階段墓所の例示



※建ぺい率の基準を設けていますので、事前にご相談ください。

芝生 4 m²以内墓所の例示



※芝生 6 m²以上の墓所については、霊園事務所へお問い合わせください。

【墓石等の施工について】

墓石建立等については 霊園管理事務所 TEL 072 (739) 0291 へお問い合わせください。

交通案内図



〒563-0216

大阪府豊能郡豊能町高山 235

TEL072 (739) 0291~2

《土・日・祝も営業 9:00~17:00》

※年末年始もご自由に墓参していただけますが、
 霊園管理事務所はお休みさせていただいております。

一般財団法人大阪府タウン管理財団

千里事業本部 霊園管理課

〒565-0874

吹田市古江台 4 丁目 119 番地

ディオス北千里 1 番館(阪急北千里駅前)

《平日のみ営業 9:00~17:00》

※お問い合わせは左記の霊園管理事務所までお願い
 します。

【電車&バスをご利用の場合】

○阪急電鉄千里線「北千里駅」下車、

阪急バス 5 番のりば「大阪北摂霊園行き」約 55 分

○北大阪急行電鉄(地下鉄御堂筋線直結)および大阪モノレール「千里中央駅」下車、

阪急バス 4 番のりば「大阪北摂霊園行き」(北千里~勝尾寺経由) 約 45 分

※阪急バスは平日は 1 日 3 便、土曜日・日曜日・祝日は 1 日 6 便

【お車でお越しの場合】

千里 IC から約 30 分

○西田橋から勝尾寺経由の場合.....新御堂筋 白島交差点を右折

○箕面ドライブウェイご利用の場合.....新御堂筋 白島交差点を左折

○箕面グリーンロードご利用の場合.....新御堂筋 交差点を直進

止々呂美~金石橋交差点を勝尾寺方面へ

園内には墓域の近くまで、車が乗り入れできる駐車場を配置しております。